



熊本県公報

第 1 2 4 6 7 号

平成 27 年 11 月 4 日 (水)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	1
○ 保安林の指定の解除	(森林保全課)	9
○ 道路の区域変更	(道路保全課)	9
公 告		
○ 道路の位置指定	(建築課)	10
○ 公共測量の実施	(監理課)	10
○ 農用地利用配分計画の認可申請	(農地・農業振興課)	10
○ 農用地利用配分計画の認可申請	(")	10
○ 換地計画の適否決定	(農地整備課)	11
○ 換地計画の適否決定	(")	11
○ 換地計画の適否決定	(")	11
○ 換地計画の適否決定	(")	12
○ 換地計画の適否決定	(")	12
○ 換地計画の適否決定	(")	12
○ 都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	12
○ 農用地利用配分計画の認可申請	(農地・農業振興課)	13
○ 農用地利用配分計画の認可申請	(")	13
○ 農用地利用配分計画の認可申請	(")	14
○ 農用地利用配分計画の認可申請	(")	14
登 載 依 賴		
○ 熊本県環境影響評価審査会の開催	(環境影響評価審査会)	14
○ 裁決手続開始決定	(収用委員会)	15

告 示

熊本県告示第 942 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 27 年 11 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 中江川 (426-1-001)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野中江
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 赤仁田 1-1 (426-1-001-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野赤仁田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 赤仁田1-2 (426-1-001-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野赤仁田
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 赤仁田1-3 (426-1-001-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野赤仁田
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 赤仁田1-4 (426-1-001-4)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野赤仁田
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 赤仁田2 (426-1-002)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野赤仁田
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 坂の上-1 (426-1-003-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野新波野
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 坂の上-2 (426-1-003-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野新波野
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 坂の上-3 (426-1-003-3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野新波野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 坂の上-4 (426-1-003-4)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野新波野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 滝水1-1 (426-1-007-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野滝水
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 滝水1-2 (426-1-007-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野滝水
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 滝水1-3 (426-1-007-3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野滝水
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 滝水1-4 (426-1-007-4)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野滝水
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 滝水2-1 (426-1-008-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野滝水

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 滝水2-2(426-1-008-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野滝水
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 滝水3-1(426-1-009-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野滝水
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 滝水3-2(426-1-009-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野滝水
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 辻(小地野)-1(426-2-001-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野小地野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 辻(小地野)-2(426-2-001-2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野小地野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 向畑(426-2-002)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野赤仁田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 長畑 (4 2 6 - 2 - 0 0 3)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野新波野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 池の久保 (4 2 6 - 2 - 0 0 4)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野新波野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 松ヶ迫-1 (4 2 6 - 2 - 0 0 7 - 1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野新波野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 松ヶ迫-2 (4 2 6 - 2 - 0 0 7 - 2)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野新波野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 立塚1 (4 2 6 - 2 - 0 0 8)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野新波野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 米山-1 (4 2 6 - 2 - 0 0 9 - 1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野新波野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 米山－2 (4 2 6 - 2 - 0 0 9 - 2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野新波野
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 中江－1 (4 2 6 - 2 - 0 1 3 - 1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野中江
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 中江－2 (4 2 6 - 2 - 0 1 3 - 2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野中江
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 佐渡原－1 (4 2 6 - 2 - 0 1 4 - 1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野中江
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 佐渡原－2 (4 2 6 - 2 - 0 1 4 - 2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野中江
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 釜割 (4 2 6 - 2 - 0 1 6)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野新波野
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 仁田水1-1 (426-2-017-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野中江
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 仁田水1-2 (426-2-017-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野中江
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 山崎1-1 (426-2-018-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野中江
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 山崎1-2 (426-2-018-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野中江
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 山崎1-3 (426-2-018-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野中江
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 辻-1 (426-2-021-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野小地野
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 0 辻-2 (426-2-021-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野小地野
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 1 仁田水2-1 (426-2-022-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野中江
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 2 仁田水2-2 (426-2-022-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野中江
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 3 仁田水2-3 (426-2-022-3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野中江
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 4 山崎2-1 (426-2-024-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野中江
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 5 山崎2-2 (426-2-024-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇市波野中江
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 6 山崎2-3 (426-2-024-3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 阿蘇市波野中江
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 山崎3 (4 2 6 - 2 - 0 2 5)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野中江
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 山崎4-1 (4 2 6 - 2 - 0 2 6 - 1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野中江
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 山崎4-2 (4 2 6 - 2 - 0 2 6 - 2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 阿蘇市波野中江
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第943号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 1 解除に係る保安林の所在場所 | 球磨郡あさぎり町岡原北字土手谷1389番2、1389番3 |
| 2 保安林として指定された目的 | 公衆の保健 |
| 3 解除の理由 | 指定理由の消滅 |

熊本県告示第944号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年11月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

一般県道 線	下浦馬場 線	天草市下浦町字深浦 8608番3地先から 同所 8665番2地先まで	前	4.6 ～ 11.5	326.0	単道改
			後	10.8 ～ 28.4	326.0	

2 区域を変更する期日 平成27年11月4日

公 告

熊本県公告第715号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 築造者の住所	熊本市東区月出二丁目6番16号
2 築造者の氏名	佐藤技研工業株式会社
3 道路の位置	菊池郡大津町大字大津字中井迫2411番6及び同2303番3の一部
4 道路の幅員	6.00メートルから7.50メートルまで
5 道路の延長	78.12メートル
6 指定年月日	平成27年10月21日
7 指定番号	熊本県指令北景建二第138号

熊本県公告第716号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により水俣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（デジタル撮影、同時調整及び写真地図作成）	平成27年10月14日から平成28年3月31日まで	水俣市全域

熊本県公告第717号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年11月4日から同月17日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社ジアス	八代市鏡町内田	八代市鏡町内田字参番割1409番1 ほか1筆
井上 達也	阿蘇郡南阿蘇村大字河蔭	阿蘇郡南阿蘇村大字河蔭字中原1505 番ほか2筆

2 申請年月日

平成27年10月1日

熊本県公告第718号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年11月4日から同月17日までの間、熊本県農

林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
守口 一春	上益城郡益城町大字島田	上益城郡益城町大字惣領字金操484番1ほか3筆
農事組合法人いとだ	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字中川原443番1ほか8筆

2 申請年月日

平成27年10月7日

熊本県公告第719号

阿蘇市長佐藤義興から認可の申請があった的石・跡ヶ瀬地区の換地計画については、平成27年10月26日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 縦覧の期間 平成27年11月5日から
平成27年12月3日まで

2 縦覧の場所 阿蘇市役所

3 縦覧に供する書類の名称

(1) 換地設計書

(2) 各筆換地等明細書

(3) 清算金明細書

(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第720号

阿蘇市長佐藤義興から認可の申請があった山田地区の換地計画については、平成27年10月26日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 縦覧の期間 平成27年11月5日から
平成27年12月3日まで

2 縦覧の場所 阿蘇市役所

3 縦覧に供する書類の名称

(1) 換地設計書

(2) 各筆換地等明細書

(3) 清算金明細書

(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第721号

阿蘇市長佐藤義興から認可の申請があった黒川地区（黒川1換地区）の換地計画については、平成27年10月26日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 縦覧の期間 平成27年11月5日から
平成27年12月3日まで

2 縦覧の場所 阿蘇市役所

3 縦覧に供する書類の名称

(1) 換地設計書

(2) 各筆換地等明細書

(3) 清算金明細書

(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第722号

阿蘇市長佐藤義興から認可の申請があった黒川地区（黒川2換地区）の換地計画については、平成27年10月26日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 縦覧の期間 平成27年11月5日から
平成27年12月3日まで

2 縦覧の場所 阿蘇市役所

3 縦覧に供する書類の名称

- (1) 換地設計書
- (2) 各筆換地等明細書
- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第723号

阿蘇市長佐藤義興から認可の申請があった黒川地区（黒川3換地区）の換地計画については、平成27年10月26日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 縦覧の期間 平成27年11月5日から
平成27年12月3日まで

2 縦覧の場所 阿蘇市役所

3 縦覧に供する書類の名称

- (1) 換地設計書
- (2) 各筆換地等明細書
- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第724号

阿蘇市長佐藤義興から認可の申請があった三野地区の換地計画については、平成27年10月26日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 縦覧の期間 平成27年11月5日から
平成27年12月3日まで

2 縦覧の場所 阿蘇市役所

3 縦覧に供する書類の名称

- (1) 換地設計書
- (2) 各筆換地等明細書
- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第725号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

荒尾市荒尾字合路2008番1、同2008番5、同2008番6、同2008番7、
同2008番8、同2008番9、同2008番10、同2008番11、同2008
番12、同2008番13、同2008番14、同2008番15、同2008番16、
同2012番2、同2013番1、同2013番2及び同2013番3
2,400.84平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

熊本県荒尾市大島103番地の2
有限会社日新商会

熊本県公告第726号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年11月4日から同月17日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
森田 真一	上益城郡嘉島町北甘木	上益城郡嘉島町大字北甘木字下ノ古閑365番ほか14筆
堀田 英臣	菊池市七城町林原	菊池市七城町林原字村上338番ほか7筆
中野尾 晃	玉名市玉名	玉名市玉名字大力334番1ほか43筆
中野尾 晃	玉名市玉名	玉名市玉名字谷川3762番ほか11筆
吉川 竜一郎	玉名市伊倉北方	玉名市玉名字御琴1143番ほか1筆
船津 和利	玉名市下小田	玉名市玉名字堀添238番1ほか2筆
高木 博晴	玉名市松木	玉名市玉名字御琴1154番ほか6筆

2 申請年月日

平成27年10月9日

熊本県公告第727号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年11月4日から同月17日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上野 博司	人吉市大畑麓町	人吉市大畑麓町字掛橋3400番ほか4筆
大石 正廣	人吉市下田代町	人吉市下田代町字植松1520番47
大柿 章治	人吉市中神町字大柿	人吉市中神町字大柿字宮本625番ほか3筆
上村 信人	人吉市上戸越町	人吉市中神町字馬場字九反田671番2ほか2筆
菖蒲 龍郎	人吉市上原田町字菖蒲	人吉市上原田町字菖蒲字平保良497番1ほか1筆
村崎 文雄	人吉市木地屋町	人吉市木地屋町字芦刈2444番1ほか1筆
渕上 澄雄	人吉市木地屋町	人吉市木地屋町字芦刈2443番1ほか8筆
久保田 文男	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字十日市1272番
田口 英一郎	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字岩立2087番
内山 専一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字鈴小原1720番1ほか2筆
内山 幸一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字岡ノ下2048番ほか3筆

久保田 文男	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字踊田1065番 1ほか7筆
--------	----------	-----------------------------

2 申請年月日
平成27年10月15日

熊本県公告第728号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年11月4日から同月17日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称		
矢野 敬士	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字津留2399番ほか2筆
株式会社ニンニン	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字久保田字中岡803番ほか2筆
吉岡 秀敏	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字津久礼字松ノ本690番1ほか4筆
有限会社吉岡農園	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字津久礼鶴中1321番ほか5筆
内藤 文紀	菊池郡菊陽町花立	菊池郡菊陽町大字津久礼字杉ノ本3751番1ほか1筆

2 申請年月日
平成27年10月19日

熊本県公告第729号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年11月4日から同月17日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年11月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称		
横田 豊一	熊本市西区河内町白浜	熊本市西区河内町白浜字北加倉534番1ほか7筆

2 申請年月日
平成27年10月22日

登載依頼**熊本県環境影響評価審査会公告第2号**

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

平成27年11月4日

熊本県環境影響評価審査会会長 逸見泰久

- 1 開催日時
平成27年11月12日（木）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本テルサ たい樹（熊本中央区水前寺公園28-51）
- 3 審議内容
菊池環境保全組合「新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価方法書」について
- 4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 会議開始15分前に、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。
- (2) 傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
- (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境影響評価審査会事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班）
電話096-333-2268

熊本県収用委員会公告第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成27年11月4日

熊本県収用委員会会長 斎 藤 修

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事（熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和地内から同町大字高木字山下地内まで、同町大字田代字清水口地内から同町大字田代字戸ノ上地内まで及び同郡山都町北中島字面田地内から同町城平字原地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積

(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地

土地の所在 熊本県上益城郡御船町大字田代字戸ノ上

地 番	地 目		地 積 (m ²)		収用しようとする 土地の面積 (m ²)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
1122番5	山林	山林	674	4, 241. 32	119. 11
					1. 94

(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地

なし

4 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明

ただし、登記名義人（亡）土田 郁平

相続人不明

ただし、判明している相続人 島津 シゲ子 外66名

判明している相続人の氏名及び住所は、次のとおり

島 津 シ ゲ 子（持分不明）
熊本県熊本市中央区小沢町12番地1
小沢グランピア903

土 田 和 年（持分不明）
熊本県熊本市西区花園6丁目22番18-202号

松 下 世 利 子（持分不明）
熊本県熊本市中央区八王寺町20番12-104号
県営八王子団地

田 中 惠 子（持分不明）
熊本県熊本市南区出仲間4丁目10番21号

小 山 智 惠 子（持分不明）
熊本県熊本市東区長嶺東2丁目25番18号

土 田 順 子（持分不明）
居所不明
ただし、附票の住所
熊本県山鹿市平山5241番地1

土 田 義 憲（持分不明）
熊本県熊本市中央区水前寺1丁目21番5-503号
D' クラディア水前寺レイガ503号

土 田 正 義 (持分不明)
奈良県橿原市和田町 25 番 20 号

柴 田 美 樹 (持分不明)
大阪府豊中市新千里西町一丁目 1 番 10-2007 号

柴 田 花 音 (持分不明)
大阪府大阪市城東区古市二丁目 2 番 24 号
ブランドール古市 206
上記の者、未成年につき法定代理人
親 権 者 柴 田 麻 美
大阪府大阪市城東区古市二丁目 2 番 24 号
ブランドール古市 206

高 橋 修 美 (持分不明)
大阪府大阪市阿倍野区阪南町七丁目 8 番 18 号
竹田マンション 307 号

柴 田 恵 (持分不明)
大阪府守口市菊水通一丁目 12 番 5 号

土 田 エ ツ 子 (持分不明)
熊本県熊本市東区沼山津 1 丁目 19 番 3 号

土 田 義 嗣 (持分不明)
熊本県熊本市東区錦ヶ丘 6 番 9 号

土 田 す ま 子 (持分不明)
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目 19 番 11-106 号

稻 浦 知 佐 (持分不明)
大阪府河内長野市自由ヶ丘 1 番 2-508 号

福 島 多 鶴 (持分不明)
兵庫県明石市大久保町松陰 1119 番地の 4
プレステージ大久保 II-307 号

土 田 登 已 雄 (持分不明)
広島県呉市吉浦新町一丁目 5 番 6-1310 号

西 原 洋 子 (持分不明)
大阪府大阪市生野区桃谷五丁目 1 番 10 号

石 橋 智 子 (持分不明)
福岡県春日市春日原東町二丁目 14 番地 3
西鉄春日原第 1 アパート 124 号

外 村 正 幸 (持分不明)
神奈川県相模原市中央区上溝 3998 番地 8

外 村 政 人 (持分不明)
神奈川県相模原市中央区上溝 3998 番地 8

中 村 美 保 (持分不明)
埼玉県川越市南大塚一丁目 1 番地 2

外 村 秀 幸 (持分不明)
東京都荒川区西日暮里 1 丁目 12 番 3 号
アールグレイ 103

土 田 富 美 子 (持分不明)
大阪府大阪市城東区成育五丁目 21 番 1 号

川 北 英 子 (持分不明)
大阪府大阪市北区鶴野町 3 番 9-1502 号

久 保 瑞 萌 (持分不明)

福井県福井市文京二丁目 8 番 13 号
メゾンブルミエール 202
上記の者、未成年につき法定代理人
親 権 者 久 保 佐 代 子
福井県福井市文京二丁目 8 番 13 号
メゾンブルミエール 202

土 田 ミ ト リ (持分不明)
熊本県熊本市中央区出水 6 丁目 20 番 72 号

土 田 芳 江 (持分不明)
福岡県北九州市小倉北区足原 1 丁目 8 番 15-205 号

中 村 艶 子 (持分不明)
福岡県北九州市小倉北区高尾 1 丁目 2 番 22 号

土 田 精 (持分不明)
福岡県福岡市東区香椎浜 3 丁目 3 番 3-717 号

土 田 稔 (持分不明)
居 所
滋賀県長浜市三ツ矢元町 11 番 8 号
ただし、附票の住所
滋賀県長浜市南高田町 9 番 13 号
コーポマツイ 6 号

塗 茂 ト ミ 子 (持分不明)
福岡県福岡市東区香椎駅東 1 丁目 21 番 27 号

小 野 原 明 夫 (持分不明)
福岡県福津市福間南 4 丁目 8 番 1 号

近 藤 久 子 (持分不明)
福岡県福岡市東区香椎駅東 1 丁目 21 番 23 号

小 野 原 清 (持分不明)
大阪府八尾市春日町 4 丁目 1 番 26 号
三野マンション B-301 号

小 野 原 廣 (持分不明)
千葉県松戸市二ツ木 1295 番地の 3
ルネ松戸 602 号

小 野 原 葉 (持分不明)
佐賀県伊万里市大川町立川 705 番地 3

森 由 紀 (持分不明)
福岡県福岡市東区多々良一丁目 32 番 10 号

小 野 原 修 (持分不明)
佐賀県伊万里市大川町立川 705 番地 3

安 藤 敏 次 (持分不明)
東京都世田谷区世田谷三丁目 1 番 27 号

牧 山 マ チ 子 (持分不明)
佐賀県唐津市鎮西町馬渡島 1774 番地 25

荒 牧 邦 子 (持分不明)
福岡県福岡市城南区田島二丁目 19 番 11-101 号

岡 本 弘 美 (持分不明)
熊本県熊本市中央区出水三丁目 7 番 3 号

土 田 ト メ 子 (持分不明)
熊本県合志市須屋 2765 番地 18

土 田 浩 二 (持分不明)

熊本県合志市須屋 3582 番地

土 田 義 彦 (持分不明)
熊本県熊本市東区水源 1 丁目 15 番 10 号

妹 背 眞 智 代 (持分不明)
和歌山県和歌山市中之島 771 番地

浅 川 賢 司 (持分不明)
兵庫県西宮市甲陽園日神山町 16 番 44 号

浅 川 和 代 (持分不明)
兵庫県西宮市小松南町 1 丁目 8 番 18 号

土 田 繁 雄 (持分不明)
居所、存否不明、住民登録なし

鹿 野 正 治 (持分不明)
居所不明
ただし、附票の住所
大阪府大阪市生野区巽北三丁目 12 番 38 号
ウェストビル北巽 403 号

堀 内 長 治 (持分不明)
居所不明
ただし、附票の住所
大阪府東大阪市新池島町一丁目 2 番 19 号

中 西 初 子 (持分不明)
兵庫県加古川市野口町長砂 641 番地 11

松 本 幸 子 (持分不明)
埼玉県川口市川口一丁目 1 番 3-608 号

田 代 和 子 (持分不明)
熊本県熊本市南区白藤 3 丁目 4 番 20-702 号
市営白藤団地 10 棟

田 代 廣 行 (持分不明)
熊本県人吉市中林町 548 番地 13

宮 田 た え 子 (持分不明)
熊本県熊本市東区下南部 2 丁目 5 番 1-504 号
市営住宅 1 C-1-504

松 村 ハ ツ 子 (持分不明)
熊本県上益城郡御船町大字木倉 9 番地 7

松 村 謙 三 (持分不明)
大阪府大阪市旭区大宮五丁目 7 番 15-704 号

島 崎 數 義 (持分不明)
熊本県上益城郡益城町大字広崎 486 番地 19

島 崎 和 子 (持分不明)
熊本県熊本市東区戸島西 1 丁目 34 番 1-501 号
2 C-1-501 号

田 代 孝 臣 (持分不明)
居所不明、住民登録職権消除

富 山 美 薫 (持分不明)
和歌山県御坊市島 104 番地 1

田 代 廣 美 (持分不明)
和歌山県日高郡印南町大字南谷 512 番地の 2

山 崎 扶 美 子 (持分不明)

和歌山県御坊市塩屋町北塩屋 1482 番地

田 代 道 信 (持分不明)
和歌山県和歌山市有本 230 番地
箕 西 庄

又は、(亡) 椿 安 友
相続人 椿 肇

熊本県上益城郡御船町大字上野 4380 番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 27 年 10 月 26 日